

宅地造成及び特定盛土等規制法の適用について

1. 概要

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した大規模な土石流災害を受け、国では、危険な盛土を全国一律の基準で見直すため、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正し、「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)」を令和5年5月26日に施行しております。

北海道が既に14市町で規制を開始(令和7年4月1日)しており、恵庭市も令和8年7月以降に規制区域の対象となる見込みです。

2. 規制の趣旨等

(1) 隙間のない規制(規制区域の指定)

- ・土地の用途(宅地、農地、森林)にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で規制
- ・盛土・切土だけでなく、単なる土捨て行為や土石の一時的な堆積も規制

(2) 盛土等の安全性の確保

- ・規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ北海道の許可が必要

(3) 責任の所在の明確化

- ・土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有する(管理責任)
- ・災害防止のため必要な時は土地所有者等だけではなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令(監督処分)

(4) 実効性のある罰則の措置

- ・無許可行為や命令違反等に対する拘禁刑及び罰金刑について、条例による罰則の上限より高い水準に強化(最大で拘禁刑3年以下、罰金1000万円以下、法人重科3億円以下)

3. 規制開始までのスケジュール(予定)

北海道が規制区域を公表・制定し、新たな土地利用の規制が開始する予定です。

時 期	内 容
令和7年12月中旬以降	規制予定区域の公表(北海道)
令和8年 7月以降	規制区域の指定(北海道)
令和8年 7月以降	規制開始(北海道)

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定



7

許可を要する工事				
（行為）宅地造成・特定盛土等	① 盛土で高さが 1m超の崖 ^{※1} を生ずるもの	② 切土で高さが 2m超の崖 ^{※1} を生ずるもの	③ ①と②に該当 せず、盛土と 切土を同時に 行い、高さが 2m超の崖 ^{※1} を生じるもの	④ 盛土で高さが 2m超となる もの（崖 ^{※1} を 生じないもの）
（行為）土石の堆積	⑤ ①～④に該当 せず、盛土又 は切土をする 土地の面積が 500m ² 超とな るもの ^{※2,3}			
	⑥ 最大時に堆積する高さが 2m超かつ面積が 300m ² 超となるもの	⑦ 最大時に堆積する面積が 500m ² 超となるもの ^{※2}		

※ 1 「崖」とは、地表面が水平面に対して 30 度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます

※ 2 造成高（堆積高）が 30cm 以内のものを除きます

※ 3 盛土又は切土のみの場合も含みます

届出または許可を要する工事				
（行為）特定盛土等	① 盛土で高さが 1m超（届出） 2m超（許可） の崖 ^{※1} を生ず るもの	② 切土で高さが 2m超（届出） 5m超（許可） の崖 ^{※1} を生ず るもの	③ ①と②に該当 せず、盛土と 切土を同時に 行い、高さが 2m超（届出） 5m超（許可） の崖 ^{※1} を生じ るもの	④ 盛土で高さが 2m超（届出） 5m超（許可） となるもの (崖 ^{※1} を生じ ないもの)
（行為）土石の堆積	⑤ ①～④に該当 せず、盛土又 は切土をする 土地の面積が 500m ² 超（届出） 3,000m ² 超（許可） となるもの ^{※2,3}			
	⑥ 最大時に堆積する高さと面積が 高さ 2m超かつ面積 300m ² 超（届出） 高さ 5m超かつ面積 1,500m ² 超（許可） となるもの	⑦ 最大時に堆積する面積が 500m ² 超（届出） 3,000m ² 超（許可） となるもの ^{※2}		

※ 1 「崖」とは、地表面が水平面に対して 30 度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます

※ 2 造成高（堆積高）が 30cm 以内のものを除きます

※ 3 盛土又は切土のみの場合も含みます

宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域の候補区域

所在地	恵庭市	調査時期	令和6年6月～令和7年3月
-----	-----	------	---------------

